

【規約の適用】

第1条 株式会社上田ケーブルビジョン（以下「UCV」という）は、KDDI株式会社が別に定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下、「約款」といいます。）により提供される、「ケーブルプラス電話サービス」の設備の設置・保守及び請求等を、UCVの定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下、「本規約」といいます。）により行うものとします。

【規約の変更】

第2条 UCVは、本規約を、UCVを介してKDDI株式会社と約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」（以下、「サービス契約」といいます。）を締結する者（以下、「加入者」といいます。）の承認や新たな通知をすることなく変更することがあります。その場合には、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に伴う設備の設置・保守および請求等は、変更後の本契約に基づき行われるものとします。

【加入契約】

第3条 UCVを介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、UCVが指定する方法により本サービスの利用をUCVに申し込むものとします。

- 2 契約は、申込書提出後、UCVが審査を行った上、了解したのについて成立するものとします。UCVは申込みまたは申込者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、申込みを承諾した後であっても申込みの解除をすることがあります。
 - (1) 契約者回線の設置又は、保守をすることが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が本サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金および料金以外の債務をいう、以下同じとする）の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) その他UCVの業務の遂行上著しい支障があるとき。

【終端装置の貸出】

第4条 UCVは第3条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び規約に基づき、当社が指定する終端設備を貸与いたします。

- 2 UCVは、前項に基づき加入者が指定した場所内の建物に終端装置を設置し、その設置した日から加入者に対する当該終端装置の貸与が開始されるものとします。
- 3 終端装置と加入者の機器との接続に必要となる物品等及び終端装置を使用するにあたり必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。
- 4 第1項により加入者がUCVから貸与された終端装置に故障が生じた場合、UCVは無償で修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、加入者が故意または過失により終端装置を破損もしくは紛失した場合には、終端装置購入金額相当分をUCVに支払うものとします。また、UCVが認めた場合を除いて、加入者は終端装置の交換を請求できません。
- 5 貸与を受けた終端装置は、解約時にはUCVに返還するものとします。

【設備工事】

第5条 UCVまたはUCVの指定する業者は、加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるのに必要となる電気通信設備の設置、その工事および保守等の一部を、UCV所定の機器、工法などにより行うものとします。尚、終端装置はUCVが設置し、所有権もUCVに帰属します。

- 2 UCV及びUCVが指定する協力会社は、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な電気通信設備の設置、検査、点検、修理、及び撤去等のため、加入者が所有もしくは占有する敷地、建造物等への立ち入りを求めた場合は協力するものとします。この場合において、土地または建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

【保守責任及び免責事項】

第6条 加入者は、「ケーブルプラス電話」の利用ができないときは、約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、及び本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、UCVにその旨を通知するものとします。この場合、UCVは必要に応じて、UCVおよびKDDI株式会社の設備の調査、または修理のための手配をおこなうものとします。

- 2 約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、またはUCVおよびKDDI株式会社の責に帰することのできない事由による不具合の場合は、UCVは第1項に規定する手配を行う責を負わないものとします。
- 3 異常の原因が加入者の設備による場合、その修復に要する費用は加入者負担といたします。
- 4 加入者は故意または過失によりUCVもしくはKDDI株式会社の設備に障害をもたらした場合、その修復に要する費用を負担するものとします。

【KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等】

第7条 UCVは、KDDIケーブルプラス電話約款等に定めるところにより、KDDI株式会社の債権（以下「電話サービス料金」という）をUCVが譲り受け、加入者に請求することを、加入者は承諾するものとします。この場合、UCV及びKDDI株式会社は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

【料金等】

第8条 第5条1項に定める設備の設置に伴う料金は加入者負担とし、その額は別に定める事とします。標準外及び集合住宅等特別な工事を要する場合は実費といたします。また、加入者の都合により、電気通信設備（終端装置含む）を移転・移動する場合、工事費は加入者負担とします。

- 2 KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI：ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。
- 3 設置工事費および前条に基づきKDDIがUCVに債権譲渡した料金の支払方法は、UCVが指定する期日までに、原則として口座振替により支払うものとします。
- 4 加入者は、料金その他債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてUCVが別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではないものとします。

【解約】

第9条 加入者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをUCVにUCV所定の書面により申出るものとします。

- 2 解約に伴うUCV設備等の撤去にあたり、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合は、加入者はその復旧に係る費用を負担するものとします。

【利用停止等】

第10条 UCVは、加入者が利用料金・工事費等の債務の全部または一部について、支払期限を経過してもなお支払わない場合は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

2 利用停止の期間も、電話サービスの基本料金、ユニバーサルサービス利用料金等の請求は発生します。

【契約の解除】

第11条 UCVは、加入者に次の場合の行為があったときには、ケーブルプラス電話サービス契約を解約するものとします。

- (1) 第10条（利用停止等）の規定により利用停止をされた契約者が、利用料金・工事費等の債務の全部または一部についてなお支払わない、または支払わない恐れがあるとき。
- (2) 契約の申し込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) UCVが設置した電気通信設備を無断で移動、取外、変更、分解、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、UCV又は加入者の責めに帰すべからざる事由によりUCVの本施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルプラス電話サービスの継続ができないとき。
- (5) 工事契約または加入者とUCVの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- (6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

尚、加入者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2 UCVは、第1項の規定により、そのサービスを解約しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知するものとします。

3 UCVは、第1項の規定により、そのサービスを解約しようとするときは、UCVに帰属する設備等を撤去するものとします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧に係る費用を負担するものとします。

4 第1項の規定により、そのサービスを解約した場合は、ご利用の電話番号は継続利用できません。再度ご利用開始の場合は、別途ご契約手続きが必要となり、新しい番号でのご利用となります。

【加入者個人情報の取り扱い】

第12条 UCVは加入者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律およびUCVの「個人情報保護基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

【届出事項の変更】

第13条 加入者は、ケーブルプラス電話サービス申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかにUCV所定の用紙によりUCVへ通知するものとします。

2 前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、UCVは一切の責任を負わないものとします。

【業務区域】

第14条 業務区域は、UCVが別に定めるところによるものとします。

【承諾の限界】

第15条 UCVは、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他責務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等においては、UCVの業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないものとします。この場合は、その理由をその請求をした者に通知するものとします。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

【定めなき事項】

第16条 本規約に定めない事項又は疑義が生じた場合は、UCV及び加入者は誠意をもって協議の上解決するものとします。

【専属的合意管轄裁判所】

第17条 加入者とUCVの間で、訴訟の必要が生じた場合、UCVの所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則 この約款は、平成30年1月1日から実施します。

クレジットカードの支払に関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべきUCVの申込金、工事費、利用料金等を、UCVが指定するクレジットカードで、クレジットカード会社等の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者は、加入者からUCVに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。又、UCVが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でUCVが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、UCVに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくUCVにその旨を連絡するものとします。
- 4 UCVは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、UCV又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

<別表>

工事費

●第8条の1に定める料金額

工事内容	単位	料金
光引込み工事	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	10,000円（税別）
光電話記線工事（インターネットあり）	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	15,000円（税別）
光電話記線工事（インターネットなし）	1ケーブルプラス電話 接続回線ごと	30,000円（税別）